

相模原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

相模原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 5 月 29 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
相模原市職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和 27 年相模原市条例第 15 号)
の一部を次のように改正する。

附則第 3 項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案の理由

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和 5 年厚生労働省令第 74 号)による感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成 10 年厚生省令第 99 号)の改正により新型コロナウイルス感染症が五類感染症とされたことに伴い、同感染症に係る保健所業務従事職員の特殊勤務手当の特例に係る規定を削除いたしたく提案するものである。

個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例について

個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 5 月 29 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例(平成 24 年相模原市条例第 61 号)の一部を次のように改正する。

別表特定非営利活動法人シニアネット相模原の項及び特定非営利活動法人湘北福祉会やまのべの項中「平成 30 年 7 月 1 日から令和 5 年 6 月 30 日まで」を「令和 5 年 7 月 1 日から令和 10 年 6 月 30 日まで」に改め、同表特定非営利活動法人福祉協会しろやまの項中「相模原市緑区久保沢 2 丁目 25 番 25 号」を「相模原市緑区原宿 5 丁目 20 番 7 号」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。ただし、別表特定非営利活動法人福祉協会しろやまの項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和 5 年 7 月 1 日前に特定非営利活動法人シニアネット相模原及び特定非営利活動法人湘北福祉会やまのべに対して支出された寄附金について相模原市市税条例(平成 16 年相模原市条例第 7 号)第 13 条の 2 第 2 項の規定を適用する場合にあっては、改正前の別表特定非営利活動法人シニアネット相模原の項及び特定非営利活動法人湘北福祉会やまのべの項の規定は、なおその効力を有する。

提案の理由

個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の指定を更新するための規定の改正及び主たる事務所の所在地の変更に伴う規定の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 77 号関係資料(その 1)

個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の改正の概要

1 改正の内容

- (1) 個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人(以下「指定特定非営利活動法人」という。)の指定を更新するための規定の改正
(別表関係)

特定非営利活動法人シニアネット相模原及び特定非営利活動法人湘北福祉会やまのべの指定を更新し、これらの法人が控除対象となる寄附金を受け入れる期間を令和 5 年 7 月 1 日から令和 10 年 6 月 30 日までとするもの

- (2) 指定特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地の変更に伴う規定の改正
(別表関係)

特定非営利活動法人福祉協会しろやまの主たる事務所の所在地の変更に伴い、条例で規定する同法人の主たる事務所の所在地を変更するもの

2 施行期日等

- (1) 施行期日

令和 5 年 7 月 1 日。ただし、1(2)に係る規定は、公布の日

- (2) 経過措置

令和 5 年 7 月 1 日前に特定非営利活動法人シニアネット相模原及び特定非営利活動法人湘北福祉会やまのべに対して支出された寄附金について相模原市市税条例(平成 16 年相模原市条例第 7 号)における寄附金税額控除の対象に係る規定を適用する場合にあっては、改正前のこれらの法人に係る規定は、なおその効力を有することとするもの

指定を更新する特定非営利活動法人の概要

1 特定非営利活動法人シニアネット相模原

代 表 者	鮎川 宜正
主たる事務所の所在地	相模原市南区当麻860番地7
設 立 年 月 日	平成13年11月7日
役 員 数 等	役員6名(理事5名、監事1名) 正会員(個人)10名
目 的	インターネット等による情報交流及び商店街活性化事業により、生きがい作り・仲間作りを支援し、シニアの豊かな生活、健全な街づくりと生涯学習及び経済活動を推進し、もって住みやすい社会環境づくりに寄与することを目的とする。
特定非営利活動の種類	(1) 社会教育の推進を図る活動 (2) 経済活動の活性化を図る活動 (3) まちづくりの推進を図る活動 (4) 情報化社会の発展を図る活動 (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
事 業 概 要	特定非営利活動に係る事業 (1) 主にシニアのためのパソコン講習会事業 (2) 啓発・広報活動事業 (3) シニア等による起業及び市民活動支援事業 (4) 地域商店街の活性化支援事業 (5) その他この法人の目的達成のために必要な事業

2 特定非営利活動法人湘北福祉会やまのべ

代 表 者	小山 創
-------	------

主たる事務所の所在地	相模原市緑区与瀬998番地1
設立年月日	平成21年12月14日
役員数等	役員9名(理事8名、監事1名) 正会員(個人)25名
目的	地域で生活する障害者に対して、より充実した日常生活や地域活動を支援し、地域福祉に関する事業を通じて健やかな地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。
特定非営利活動の種類	(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 (2) まちづくりの推進を図る活動 (3) 上記の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
事業概要	特定非営利活動に係る事業 (1) 障害者の地域生活の自立を促進する事業及び障害福祉サービス事業 (2) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

特定非営利活動法人の指定の更新の申出等に係る経過について

1 指定の更新の申出の受付

特定非営利活動法人の指定の更新の申出について、令和 4 年 12 月 15 日から令和 5 年 1 月 31 日まで受付を行った(申出数 2 法人)。

2 申出法人の審査

申出のあった特定非営利活動法人の指定の更新について、令和 5 年 3 月 13 日に相模原市特定非営利活動法人指定審査会(以下「審査会」という。)に対して諮問をし、同日から同月 29 日までに開催された会議において審査が行われた。

(1) 審査会の委員の構成

会長(大学教授)及び委員(金融機関代表者 1 名、税理士 1 名、中小企業診断士 1 名、弁護士 1 名) 計 5 名

(2) 結果

申出のあった特定非営利活動法人は、個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例(平成 24 年相模原市条例第 31 号)第 9 条第 2 項において準用する同条例第 4 条第 1 項に規定する基準に適合すると認めるのが相当であると判断され、令和 5 年 3 月 29 日にその旨の答申がされた。

相模原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を
改正する条例について

相模原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する
条例を次のように制定する。

令和5年5月29日提出

相模原市長 本村賢太郎

相模原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を
改正する条例

相模原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成4年相模原
市条例第15号)の一部を次のように改正する。

「

別表第2の4の表中

橋本駅西通り線沿道地区

(1) 敷地が相模原都市
計画道路3・5・6
号橋本駅西通り線に
1箇所につき4メー
トル以上接する建築
物で、1階部分を法
別表第2(わ)項第2
号又は第3号に掲げ
る用途に供する建築
物(それらの用途の
ための入口ホール、
階段、建築設備諸
室、自動車車庫、自
転車置場、物置、管

を

理人室等の部分を除く。)

橋本西通り線沿道地区

(1) 敷地が道路(地区計画の計画図に示す箇所に限る。)に1箇所につき4メートル以上接する建築物で、1階部分を法別表第2(わ)項第2号又は第3号に掲げる用途に供する建築物(それらの用途のための入口ホール、階段、建築設備諸室、自動車車庫、自転車置場、物置、管理人室等の部分を除く。)

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案の理由

相模原都市計画の変更について(令和5年相模原市告示第91号)による相模原都市計画道路3・5・6号橋本駅西通り線に係る都市計画の変更に伴い、橋本駅南口地区の地区整備計画において当該都市計画道路の名称を引用する地区の名称及び建築してはならない建築物に係る規定を改正いたしたく提案するものである。

案内図



橋本駅南口地区

- 駅周辺地区
- 橋本西通り線沿道地区

相模原市火災予防条例の一部を改正する条例について
相模原市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年5月29日提出

相模原市長 本村賢太郎

相模原市火災予防条例の一部を改正する条例

相模原市火災予防条例(昭和48年相模原市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第9条の2」を「第9条の2第2項」に改め、「を定める」の次に「ものとする」を加える。

第3条の4第2項中「から第14号まで」を「、第12号及び第14号」に改める。

第5条第2項中「から第14号まで」を「、第12号、第14号」に改める。

第9条中「及び第10号から第15号まで」を「、第10号から第12号まで、第14号及び第15号」に改める。

第10条中「から第14号まで」を「、第12号及び第14号」に改める。

第11条の2第2項中「第15号まで」を「第12号まで、第14号、第15号」に改める。

第13条の2第1項中「自動車等(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。)をいう。以下この条において同じ。)に」を「自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。)にコネクター(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。)を用いて」に、「及び全出力200キロワットを超えるものを除く。)をいう」を「を除く。)をいい、分離型のもの(変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト(コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。)により構成されるものをいう。以下同じ。)にあつては、充

電ポストを含む」に改め、同項第1号中「除く」の次に「。以下この号において同じ」を加え、同号ただし書中「不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは」を「次に掲げる急速充電設備にあつては」に改め、同号に次のように加える。

ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

イ 分離型のものにあつては、充電ポスト

第13条の2第1項第2号に次のただし書を加える。

ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。

第13条の2第1項第6号中「急速充電設備」を「コネクタ」に改め、同項第7号中「急速充電設備と電気自動車等の接続部に」を「コネクタが電気自動車等に接続され、」に、「接続部が」を「コネクタが当該電気自動車等から」に改め、同項第11号中「緊急停止させることができる措置を講ずる」を「緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたとときに、速やかに操作することができる箇所に設ける」に改め、同項第12号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改め、同項第13号中「(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。)」を削り、同項第16号中「当該蓄電池」の次に「(主として保安のために設けるものを除く。)」を加え、同項中第18号を第19号とし、第17号を第18号とし、第16号の次に次の1号を加える。

(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池(主として保安のために設けるものを除く。)を内蔵しないこと。

第18条第1項中「いう」の次に「。以下同じ」を加える。

第25条第3項を削り、同条第4項第2号中「併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない」を「健康増進法(平成14年法律第103号)第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合には、この限りでない」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては国際標

準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。

第25条第5項中「前項第2号」を「第3項第2号」に改める。

第49条中「関し」を「ついて」に改める。

別表第7を次のように改める。

別表第7 削除

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第13条の2第1項の改正規定及び次項の規定は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項ただし書に規定する規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている改正後の相模原市火災予防条例(以下「新条例」という。)第13条の2第1項に規定する急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。
- 3 新条例第25条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律(平成30年法律第78号)附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。
- 4 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第25条第2項又は第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、新条例第25条第4項の規定に適合しないものについては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

提案の理由

消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令(令和5年総務省令第8号)による対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令(平成14年総務省令第24号)の改正に伴う急速充電設備の位置、構造及び管理の基準に

係る規定の改正、喫煙等の標識の見直しに伴う喫煙等に係る規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

相模原市火災予防条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 急速充電設備の位置、構造及び管理の基準に係る規定の改正(第13条の2関係)

ア 対象となる急速充電設備に係る定義の改正

基準の対象となる急速充電設備について、全出力200キロワット以下としていた全出力の上限を撤廃し、電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機等にコネクタを用いて充電する設備(全出力20キロワット以下のものを除く。)とし、変圧する機能を有する設備本体及び充電ポストにより構成されるもの(以下「分離型の急速充電設備」という。)にあっては、充電ポストを含むこととするもの

イ 位置、構造及び管理の基準の改正

(ア) 充電ポストについては、次の基準を適用しないこととするもの

a 屋外に設けるものにあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。

b 筐体きょうたいを不燃性の金属材料で造ること。

(イ) 急速充電設備を手動で緊急に停止することができる装置を、利用者が異常を認めたとときに、速やかに操作することができる箇所に設けなければならないこととするもの

(ウ) 主として保安のために設ける蓄電池については、急速充電設備に内蔵する蓄電池について講じなければならない措置に係る規定を適用しないこととするもの

(エ) 主として保安のために設ける蓄電池を除き、分離型の急速充電設備の充電ポストに蓄電池を内蔵してはならないこととするもの

(2) 喫煙等に係る規定の改正(第25条及び別表第7関係)

ア 設置を義務付けている「喫煙所」と表示した標識について、健康増進法(平成14年法律第103号)に規定する喫煙専用室標識が設置されている場合は設置しなくてよいこととするもの

イ 「禁煙」若しくは「火気厳禁」又は「喫煙所」と表示した標識と併せて図記号を設ける場合の当該図記号は、国際標準化機構が定めた規格又は日本産業規格に適合しなければならないこととするもの

2 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日。ただし、1(1)及び2(2)アに係る規定は、令和5年10月1日

(2) 経過措置

ア 令和5年10月1日において現に設置され、又は設置の工事がされている急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例によることとするもの

イ 1(2)アに係る規定の適用については、当分の間、「喫煙専用室標識」を「喫煙専用室標識又は指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとするもの

ウ 公布の日において現に設置され、又は設置の工事がされている「禁煙」若しくは「火気厳禁」又は「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号のうち、1(2)イに係る規定に適合しないものについては、なお従前の例によることとするもの

工事請負契約について(市立谷口小学校校舎増改築工事)
次のとおり、工事請負契約を締結する。

令和5年5月29日提出

相模原市長 本村賢太郎

- 1 工事の名称
市立谷口小学校校舎増改築工事
- 2 工事の場所
相模原市南区上鶴間本町5丁目13番1号
- 3 契約金額
701,800,000円
- 4 契約の相手方
相模原市中央区鹿沼台1丁目14番7号
櫻内工務店・古木建設共同企業体
代表者 株式会社櫻内工務店
代表取締役 櫻内康裕
- 5 履行期限
本契約締結の日から500日以内
- 6 契約締結の方法
条件付一般競争入札(総合評価方式)

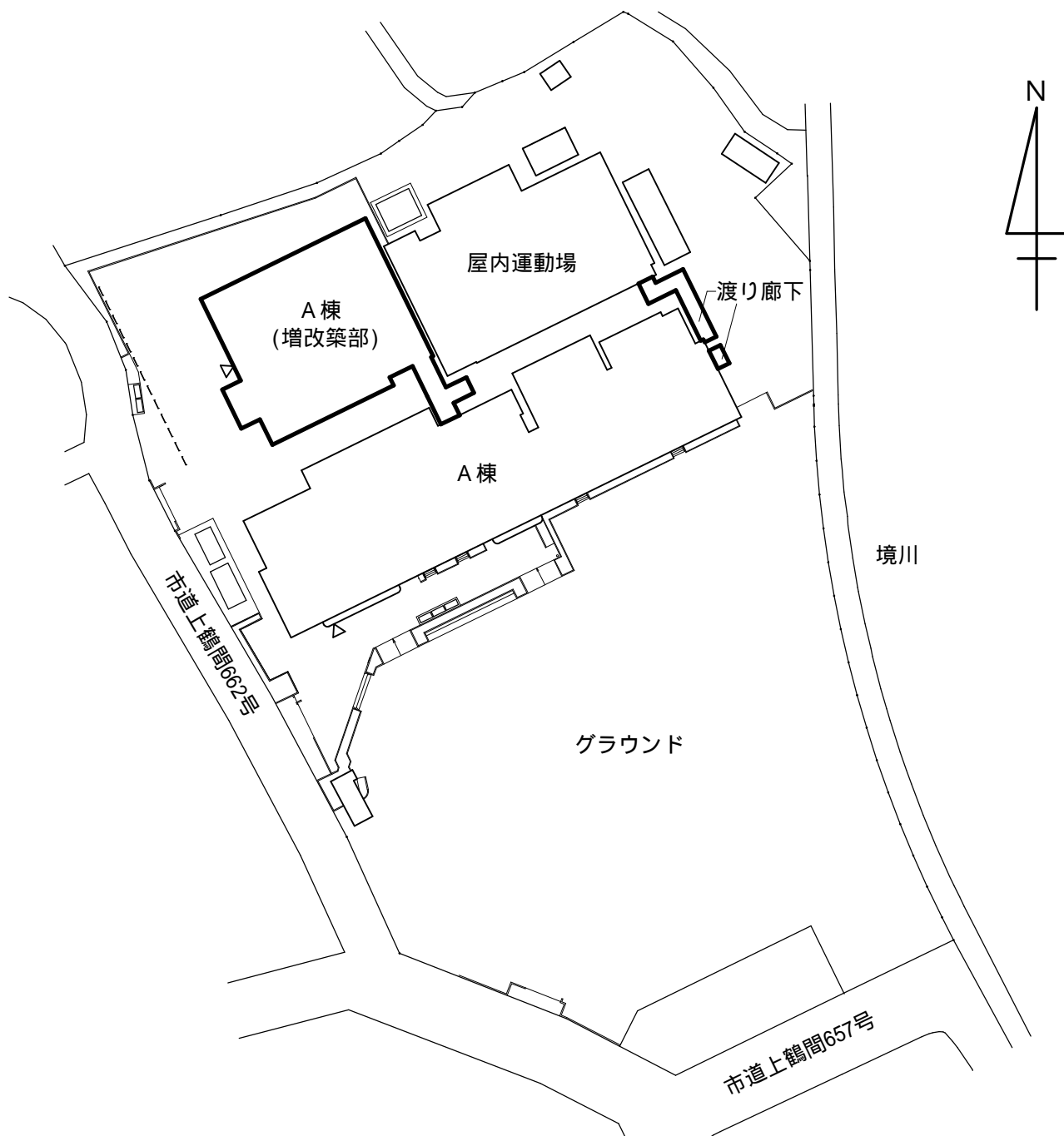
提案の理由

市立谷口小学校校舎増改築工事に係る工事請負契約を締結いたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年相模原市条例第22号)第2条の規定により提案するものである。

案 内 図




配置図



施設の概要 (A棟(増改築部))

構造	鉄筋コンクリート造4階建(一部鉄骨造)
建築面積	815.60 ^{m²}
延べ床面積	1,582.65 ^{m²}

凡例

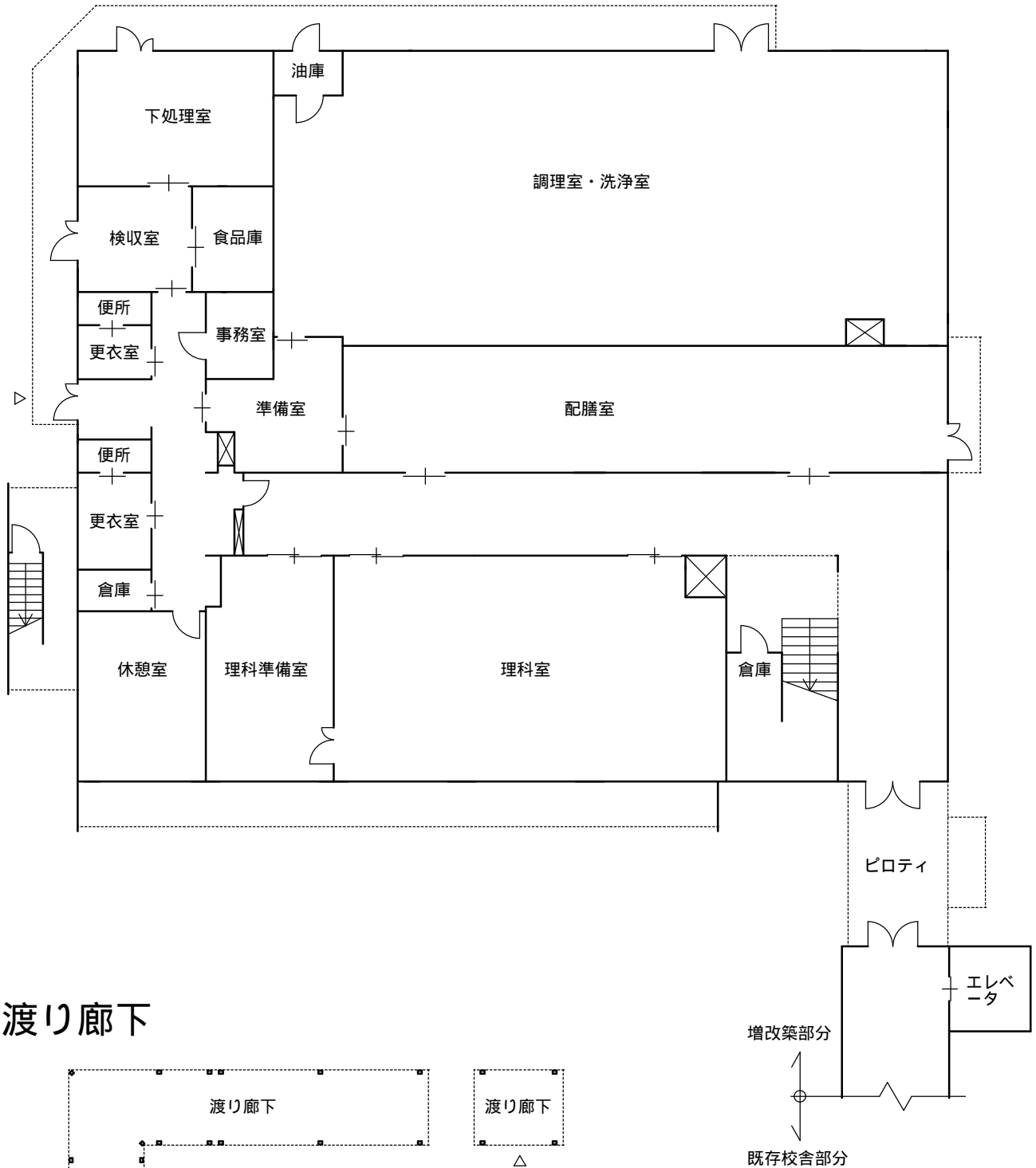
 工事部分

施設の概要(渡り廊下)

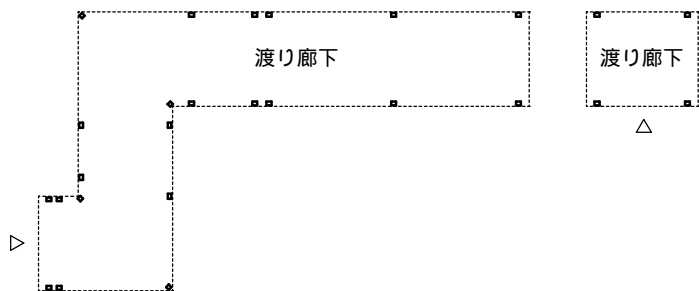
構造	アルミニウム合金造平屋建
建築面積	46.09 ^{m²}
延べ床面積	46.09 ^{m²}

1階平面図

A棟(増改築部)

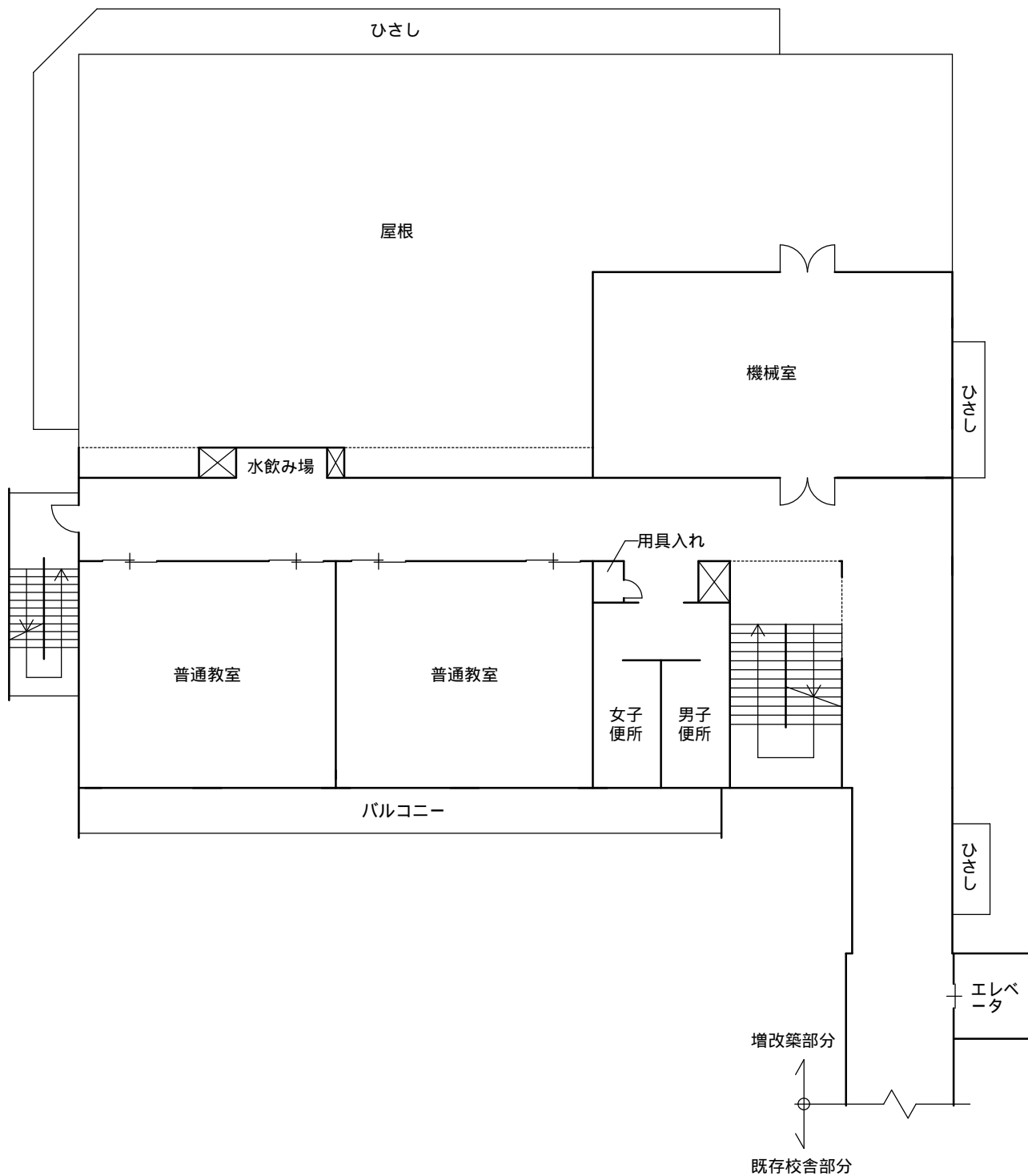


渡り廊下



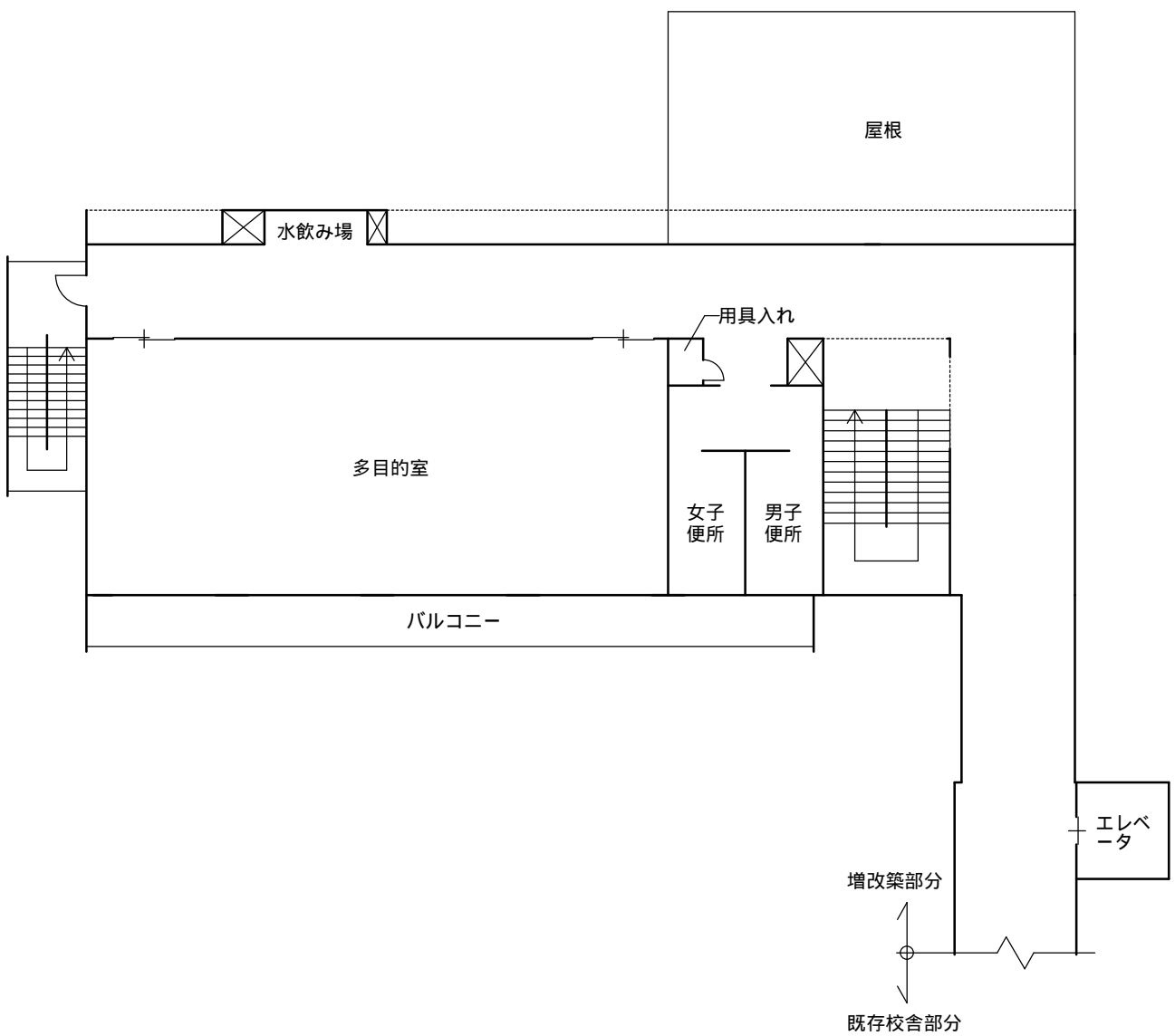
2階平面図

A棟(増改築部)



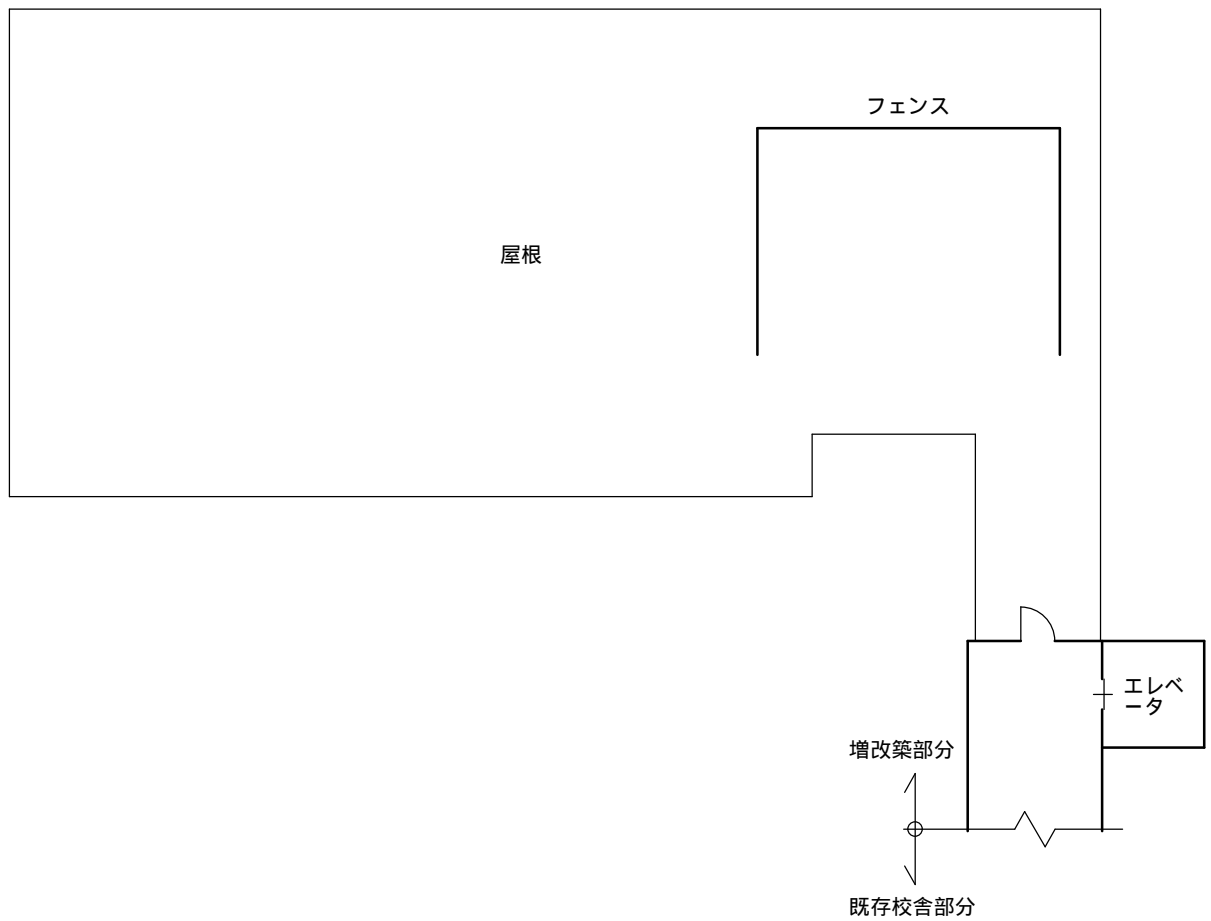
3階平面図

A棟(増改築部)

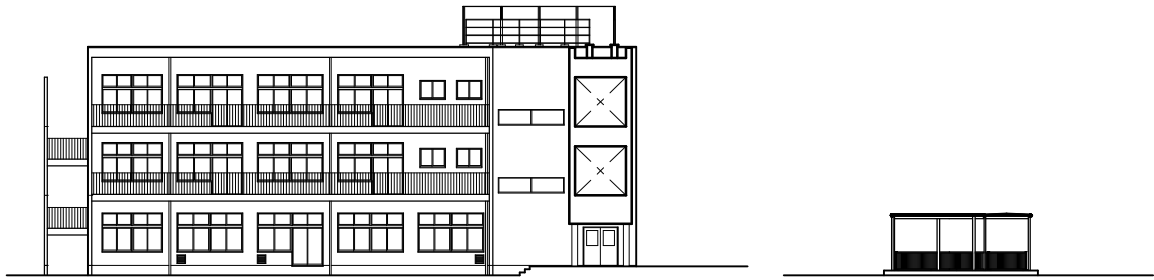


4階平面図

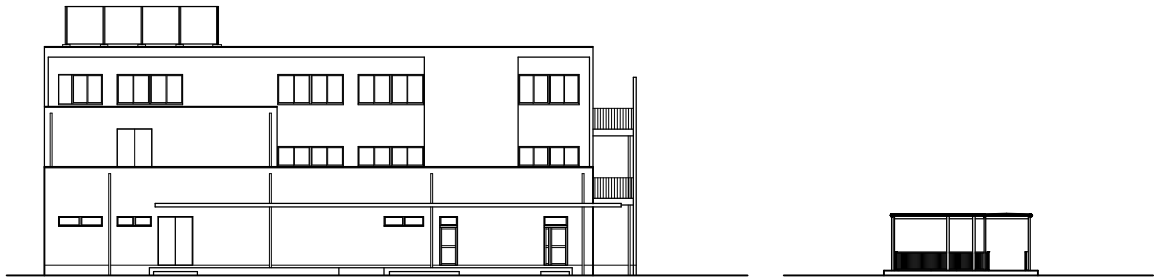
A棟(増改築部)



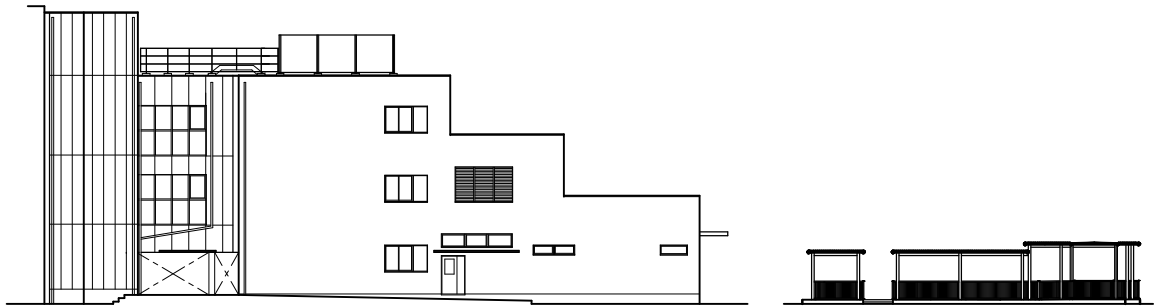
南立面图



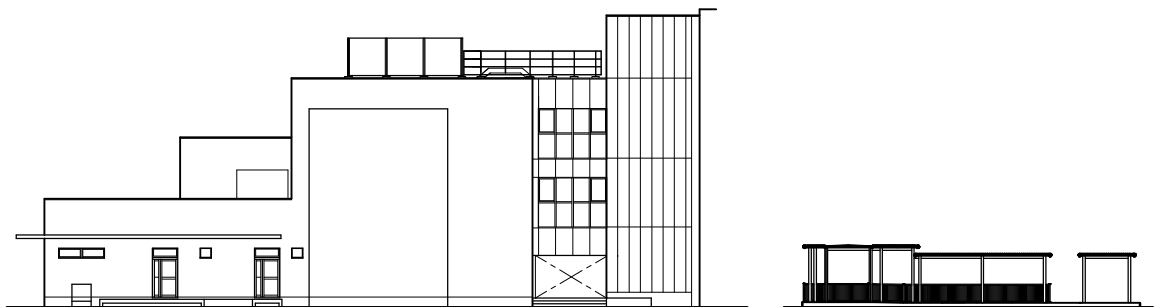
北立面图



東立面图



西立面图



議案第 80 号関係資料(その 2)

契約の相手方の概要

1 所在地及び名称

相模原市中央区鹿沼台 1 丁目 1 4 番 7 号
 櫻内工務店・古木建設共同企業体

2 代表者

株式会社櫻内工務店 代表取締役 櫻内 康裕

3 構成員

相模原市中央区鹿沼台 1 丁目 1 4 番 7 号
 株式会社櫻内工務店 代表取締役 櫻内 康裕
 相模原市南区上鶴間 7 丁目 2 番 1 1 号
 古木建設株式会社 代表取締役 古木 賢治

4 各構成員の概要

構 成 員	株 式 会 社 櫻 内 工 務 店	古 木 建 設 株 式 会 社		
資 本 金	62,500 千円	90,000 千円		
従 業 員 数	23 人	30 人		
年 間 工 事 完 成 高	2,034,923 千円	1,463,362 千円		
建設業法による許可の 番号及び年月日	神奈川県知事 許可(特-30) 第 68736 号 平成 31 年 1 月 7 日	神奈川県知事 許可(特-3) 第 1 号 令和 3 年 4 月 25 日		
営 業 年 数	58 年	62 年		
最近に おける	1	発注者	相 模 原 市	神 奈 川 県
		工事名	相模原市営南台団地建設 工事(1号棟、2号棟)	上鶴間高校南棟改修及び 耐震補強工事(建築)
		受注金額	1,828,878 千円 (713,262 千円)	389,887 千円
		施工期	平成 26 年 9 月～平成 28 年 2 月	令和 3 年 9 月～令和 4 年 6 月

主 な 受 注 工 事	2	発注者	相 模 原 市	大 和 市
		工事名	(仮称)緑区合同庁舎建設 工事	旧市営緑野住宅跡地施設 整備工事(建築)
		受注金額	1,960,023 千円 (588,006 千円)	1,728,000 千円 (518,400 千円)
		施工期	平成23年3月～平成25年2月	平成29年6月～平成30年7月

※受注金額欄の()内の金額は、共同企業体の出資比率に応じた請負分である。

議案第 80 号関係資料(その 3)

入札参加業者の概要

No.	所在地及び名称	代表者	資本金	年間工事 完成高
1	相模原市中央区鹿沼台 1 丁目 1 4 番 7 号 櫻内工務店・古木建設共 同企業体	株式会社櫻内工 務店 代表取締役 櫻内 康裕	千円 152,500	千円 3,498,285

議案第 80 号関係資料(その 4)

入札状況

No.	入札参加業者	入札状況				備考
		技術 評価点	入札価格	評価値	順位	
1	櫻内工務店・古木建設共同企業体	116.4	円 638,000,000	0.1824	1	落札

※ 開札日時 令和5年4月11日 午前9時00分

※ 予定価格 653,600,000円(消費税及び地方消費税相当額を除いた額)

調査基準価格 611,720,000円(消費税及び地方消費税相当額を除いた額)

失格基準価格 599,485,600円(消費税及び地方消費税相当額を除いた額)

※ 入札価格に、消費税及び地方消費税相当額を加算した金額が落札価格(契約金額)となる。

※ 入札参加業者から提出された評価項目(企業の施工能力及び企業の社会性・信頼性)に関する技術資料について、評価基準に基づき加算点を算出し、標準点(100点)と合算した技術評価点を入札価格で除し、100万を乗じて得た数値が評価値となり、評価値が最も高い入札参加業者が落札者となる。

工事委託協定について(相模線下溝・原当麻間における都市計画道路相模原町田線との立体交差工事)
次のとおり、工事委託協定を締結する。

令和 5 年 5 月 29 日提出

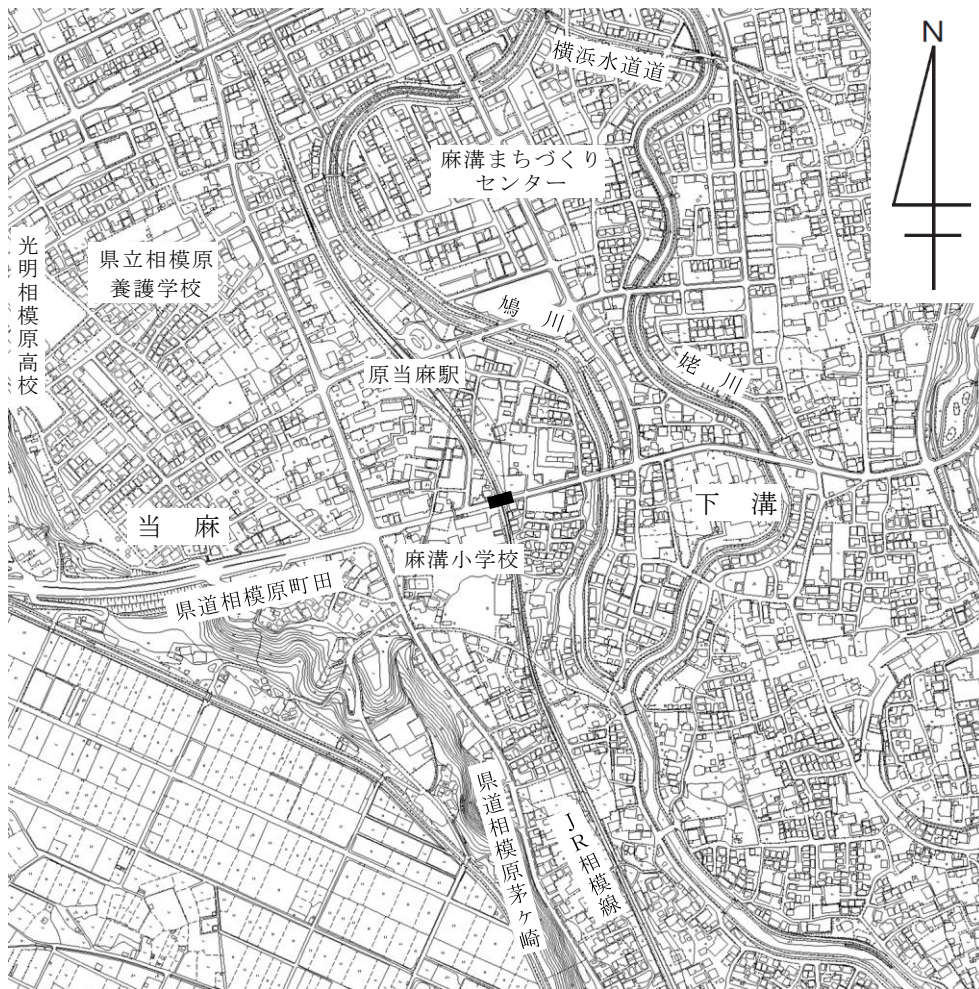
相模原市長 本 村 賢 太 郎

- 1 工事の名称
相模線下溝・原当麻間における都市計画道路相模原町田線との立体交差工事
- 2 工事の場所
相模原市南区下溝 706 番 19 地先から下溝 680 番 1 地先まで
- 3 委託金額
4, 743, 886, 000 円
- 4 協定の相手方
横浜市西区平沼 1 丁目 40 番 26 号
東日本旅客鉄道株式会社
執行役員横浜支社長 宮 田 久 嗣
- 5 履行期限
本協定締結の日から 2, 100 日以内
- 6 協定締結の方法
地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定による随意契約

提案の理由

相模線下溝・原当麻間における都市計画道路相模原町田線との立体交差工事に係る工事委託協定を締結いたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和 39 年相模原市条例第 22 号)第 2 条の規定により提案するものである。

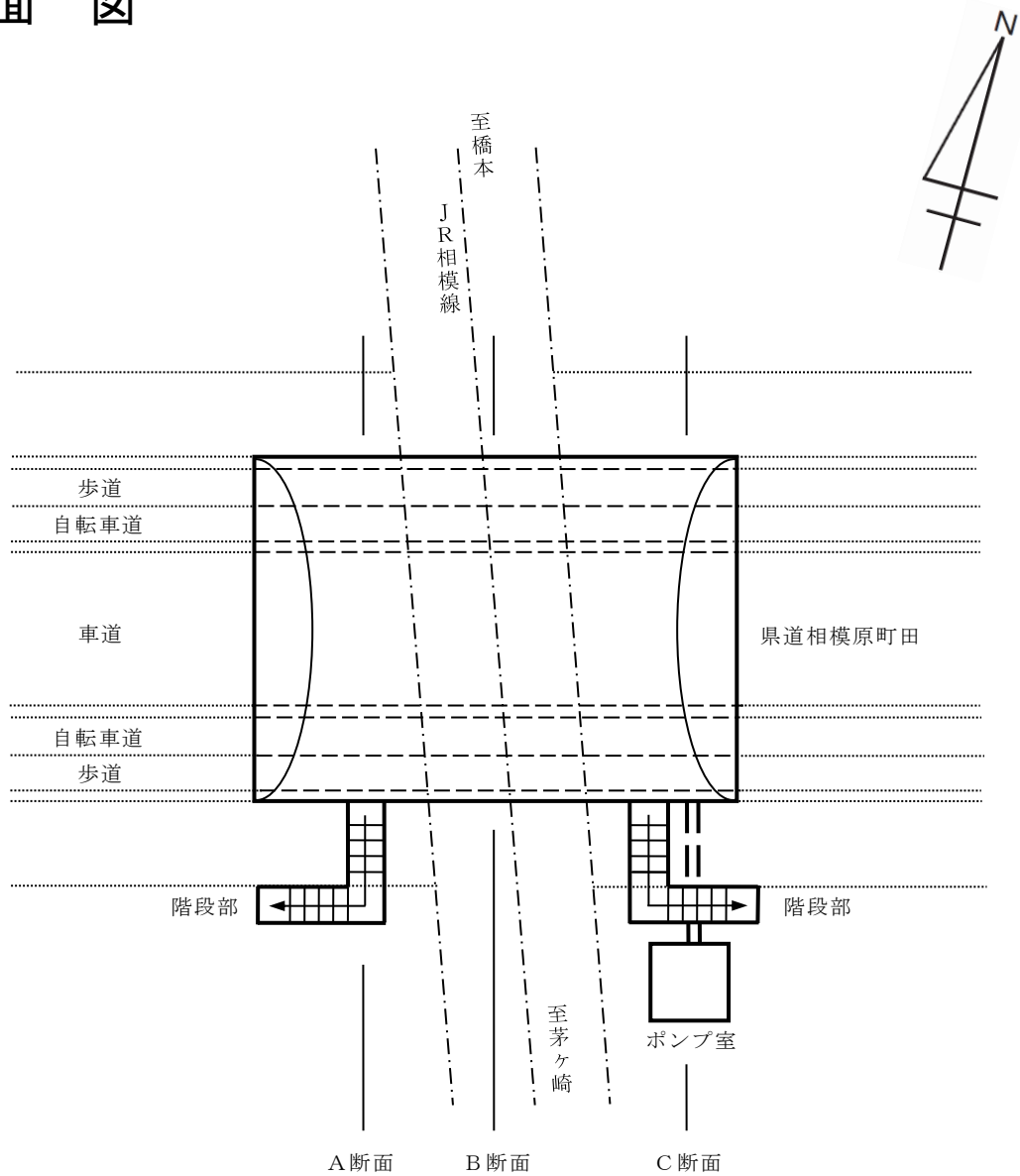
案内図



凡例

— 工事場所

平面図



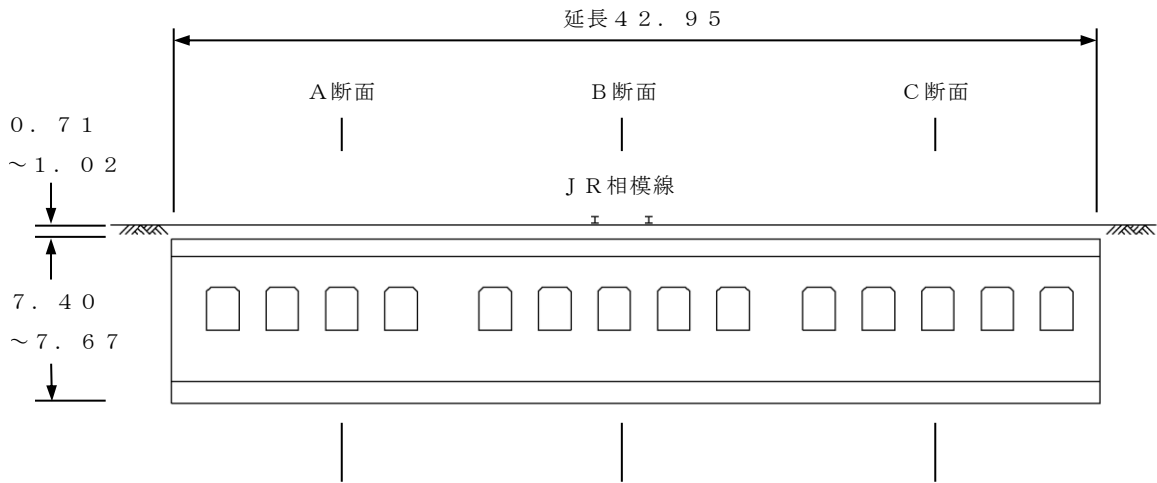
凡例

	工事部分
	全体計画

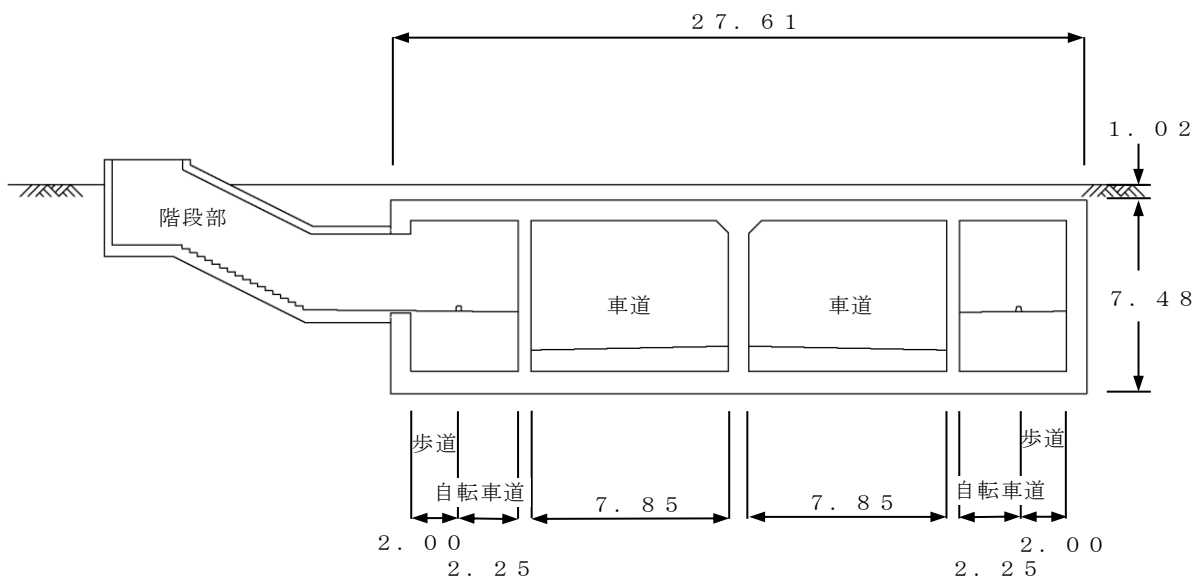
工事の概要

工 法	HEP & JES 工法
構 造	ボックスカルバート
延 長	42.95 m
規 模	幅 27.61 m ~ 28.21 m × 高さ 7.40 m ~ 7.67 m

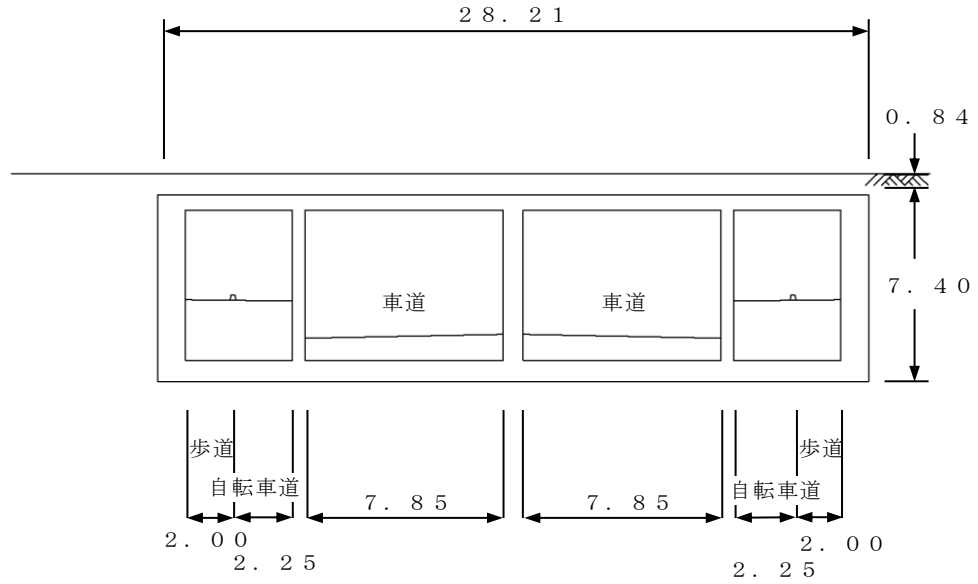
側面図 (単位 m)



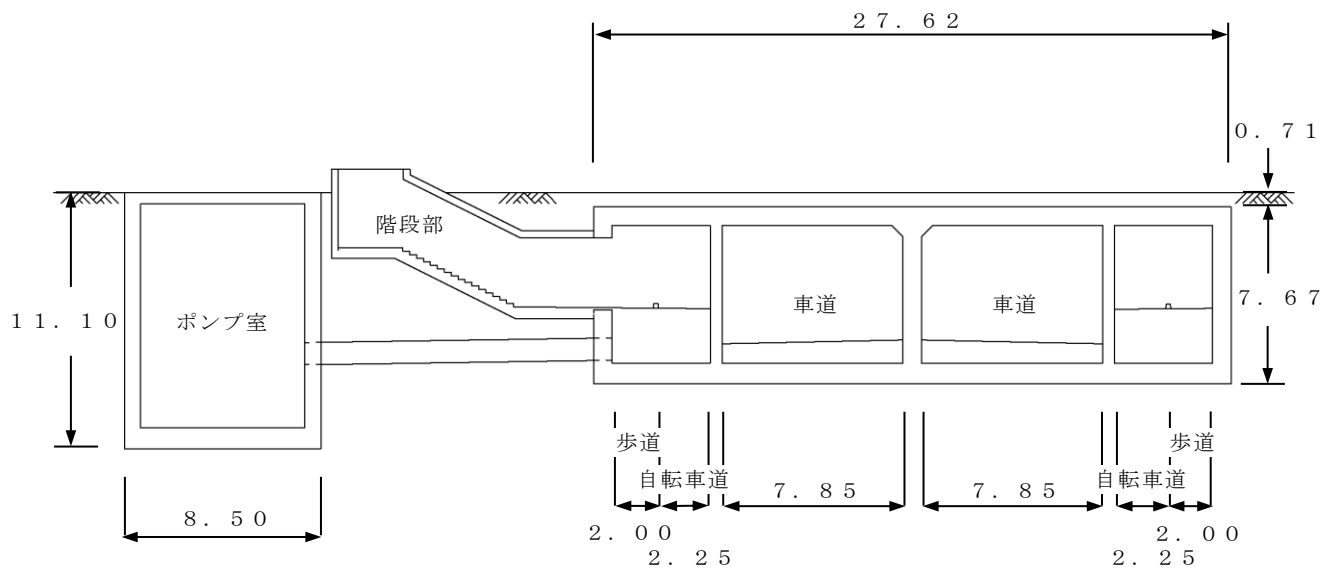
断面図 (A断面) (単位 m)



断面図 (B 断面) (単位 m)



断面図 (C 断面) (単位 m)



調停の成立について(相模原都市計画事業麻溝台・新磯野第一整備地区
土地区画整理事業の工事等に関する業務の包括委託契約書に基づく契約
に関する調停事件)

相模原都市計画事業麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業の工事等に関する業務の包括委託契約書に基づく契約に関する調停事件(神奈川県建設工事紛争
審査会令和2年(調)第3号事件)について、次のとおり調停を成立させる。

令和5年5月29日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

1 調停の相手方

清水建設株式会社

2 調停条項の要旨

- (1) 本市は、相手方に対し、相模原都市計画事業麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業の工事等に関する業務の包括委託契約書に基づく契約(以下「本件契約」という。)に関する調停事件につき、既払分を除き、解決金として金400,000,000円の支払義務があることを認める。
- (2) 相手方は、本市に対するその余の請求を放棄する。
- (3) 本市及び相手方は、本市の相手方に対する(1)記載の解決金の支払によって、本市及び相手方間の本件契約に関する一切の紛争が全て解決されたものであることを相互に確認し、調停条項に定めるもののほか、何らの債権債務が存在しないことを相互に確認する。
- (4) 調停事件に関する費用は、各自の負担とする。

3 事件の概要

- (1) 本市と相手方は、平成28年3月24日付けで本件契約を締結した。
- (2) 本市は、令和元年6月5日、大量の地中障害物が発出したこと等により、本件契約に係る工事等の一時中止について相手方に通知し、本件工事等を中止した。

- (3) 本市は、令和元年6月5日(以下「本件工事等中止日」という。)までの間に、相手方に対し、本件契約に基づく代金として金1,729,710,654円を支払った。
- (4) 本件契約に関しては、(3)記載の支払代金のほか、本件工事等中止日までの本件契約に基づく支払代金について、本市と相手方との間で協議するものの結論を得られなかった。
- (5) 相手方は、令和2年2月21日、本件契約の解除を本市に対し通知し、同年3月31日付けで本件契約を解除した。
- (6) 相手方は、令和2年7月8日付けで本件契約に基づく未収の代金として本市に金2,263,937,206円の支払を求め、神奈川県建設工事紛争審査会に対し、調停を申し立てた(神奈川県建設工事紛争審査会令和2年(調)第3号事件)。
- (7) 神奈川県建設工事紛争審査会は、13回の調停期日を経て、令和5年3月17日、本市と相手方に対し、2と同旨の和解勧告を行った。

提案の理由

相模原都市計画事業麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業の工事等に関する業務の包括委託契約書に基づく契約に関する調停事件(神奈川県建設工事紛争審査会令和2年(調)第3号事件)について、調停を成立させたく、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号の規定により提案するものである。

令和5年度相模原市 一般会計 補正予算書
特別会計

及び予算に関する説明書

(令和5年6月)

Blank

令和5年度相模原市
一般会計補正予算
(第3号)

令和 5 年度相模原市一般会計補正予算(第 3 号)

令和 5 年度相模原市の一般会計の補正予算(第 3 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額 3 3 3, 8 3 3, 0 0 0 千円に歳入歳出それぞれ 4, 6 9 5, 0 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 3 8, 5 2 8, 0 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 5 月 2 9 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
55 国庫支出金		71,301,713	4,050,070	75,351,783
	10 国庫補助金	9,298,038	4,050,070	13,348,108
60 県支出金		21,833,436	309,138	22,142,574
	10 県補助金	5,796,672	309,138	6,105,810
75 繰入金		9,858,157	335,792	10,193,949
	10 基金繰入金	9,704,595	335,792	10,040,387
歳入合計		333,833,000	4,695,000	338,528,000

歳出

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
15 民生費		141,132,212	3,629,978	144,762,190
	5 社会福祉費	53,855,088	3,373,298	57,228,386
	10 児童福祉費	59,964,428	256,680	60,221,108
20 衛生費		34,640,552	483,385	35,123,937
	15 環境保全費	688,976	483,385	1,172,361
30 農林水産業費		982,785	214,177	1,196,962
	5 農業費	571,328	214,177	785,505
35 商工費		11,947,788	238,029	12,185,817
	5 商工費	11,947,788	238,029	12,185,817
50 教育費		49,673,115	129,431	49,802,546
	5 教育総務費	9,792,757	94,350	9,887,107
	15 中学校費	12,146,422	16,135	12,162,557
	18 幼稚園費	382,831	18,946	401,777
歳出合計		333,833,000	4,695,000	338,528,000

一般会計補正予算に関する説明書
(第3号)

令和5年度相模原市一般会計補正予算(第3号)を提出するに当たり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第211条第2項の規定により、当該予算に関する説明書をここに提出する。

令和5年5月29日提出

相模原市長 本村賢太郎

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	
	金額	構成比
5 市税	134,300,000	40.2
10 地方譲与税	1,713,000	0.5
13 利子割交付金	40,000	0.0
16 配当割交付金	900,000	0.3
19 株式等譲渡所得割交付金	680,000	0.2
20 分離課税所得割交付金	120,000	0.0
21 法人事業税交付金	1,100,000	0.3
22 地方消費税交付金	16,500,000	5.0
25 ゴルフ場利用税交付金	150,000	0.0
31 環境性能割交付金	500,000	0.1
32 軽油引取税交付金	3,100,000	0.9
34 国有提供施設等所在市町村助成交付金	1,342,000	0.4
37 地方特例交付金	940,000	0.3
40 地方交付税	24,200,000	7.2
43 交通安全対策特別交付金	210,000	0.1
46 分担金及び負担金	821,355	0.2
50 使用料及び手数料	4,916,460	1.5
55 国庫支出金	71,301,713	21.4
60 県支出金	21,833,436	6.6
65 財産収入	269,769	0.1
70 寄附金	579,500	0.2
75 繰入金	9,858,157	3.0
80 繰越金	2,000,000	0.6
85 諸収入	16,808,810	5.0
90 市債	19,648,800	5.9
歳入合計	333,833,000	100.0

補正額		計		補正額財源区分	
金額	構成比	金額	構成比	特定財源	一般財源
-	-	134,300,000	39.7	-	-
-	-	1,713,000	0.5	-	-
-	-	40,000	0.0	-	-
-	-	900,000	0.3	-	-
-	-	680,000	0.2	-	-
-	-	120,000	0.0	-	-
-	-	1,100,000	0.3	-	-
-	-	16,500,000	4.9	-	-
-	-	150,000	0.0	-	-
-	-	500,000	0.1	-	-
-	-	3,100,000	0.9	-	-
-	-	1,342,000	0.4	-	-
-	-	940,000	0.3	-	-
-	-	24,200,000	7.1	-	-
-	-	210,000	0.1	-	-
-	-	821,355	0.2	-	-
-	-	4,916,460	1.5	-	-
4,050,070	86.3	75,351,783	22.3	4,050,070	0
309,138	6.6	22,142,574	6.5	309,138	0
-	-	269,769	0.1	-	-
-	-	579,500	0.2	-	-
335,792	7.1	10,193,949	3.0	0	335,792
-	-	2,000,000	0.6	-	-
-	-	16,808,810	5.0	-	-
-	-	19,648,800	5.8	-	-
4,695,000	100.0	338,528,000	100.0	4,359,208	335,792

(歳出)

款	補正前の額		補正額	
	金額	構成比	金額	構成比
5 議会費	千円 981,214	% 0.3	千円 -	% -
10 総務費	29,312,179	8.8	-	-
15 民生費	141,132,212	42.2	3,629,978	77.3
20 衛生費	34,640,552	10.4	483,385	10.3
25 労働費	402,065	0.1	-	-
30 農林水産業費	982,785	0.3	214,177	4.6
35 商工費	11,947,788	3.6	238,029	5.1
40 土木費	26,756,291	8.0	-	-
45 消防費	10,196,526	3.1	-	-
50 教育費	49,673,115	14.9	129,431	2.7
55 災害復旧費	1,006,208	0.3	-	-
60 公債費	26,394,115	7.9	-	-
65 諸支出金	7,950	0.0	-	-
70 予備費	400,000	0.1	-	-
歳出合計	333,833,000	100.0	4,695,000	100.0

計		補正額の財源内訳			
		特定財源			一般財源
金額	構成比	国県支出金	地方債	その他	
千円 981,214	% 0.3	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -
29,312,179	8.7	-	-	-	-
144,762,190	42.8	3,298,065	0	0	331,913
35,123,937	10.4	483,385	0	0	0
402,065	0.1	-	-	-	-
1,196,962	0.3	214,177	0	0	0
12,185,817	3.6	238,029	0	0	0
26,756,291	7.9	-	-	-	-
10,196,526	3.0	-	-	-	-
49,802,546	14.7	125,552	0	0	3,879
1,006,208	0.3	-	-	-	-
26,394,115	7.8	-	-	-	-
7,950	0.0	-	-	-	-
400,000	0.1	-	-	-	-
338,528,000	100.0	4,359,208	0	0	335,792

(性質別経費内訳表)

款	5 議会費	10 総務費	15 民生費	20 衛生費	25 労働費	30 農林水 産業費	35 商工費	
消 費 的 経 費	人件費	839,922	12,368,154	12,133,642	5,245,404	60,383	440,662	412,763
	物件費			271,776	68,385			25,000
		82,559	10,411,311	4,845,987	20,287,337	167,506	83,787	391,952
	補助 費等			711,806	400,000		214,177	213,029
		58,733	4,070,127	10,925,615	2,724,561	64,176	403,485	928,556
	維持 補修費		353,909	193,724	1,289,523		83,648	29,700
	扶助費			2,640,396				
		285,000	99,453,802	4,495,931				
小計			3,623,978	468,385		214,177	238,029	
	981,214	27,488,501	127,552,770	34,042,756	292,065	1,011,582	1,762,971	
投 資 的 経 費	補助 事業		59,476	211,694	138,608	21,750	15,851	
	単独 事業				15,000			
			602,807	769,006	831,953	163,630	555,541	
	小計				15,000			
		662,283	980,700	970,561		185,380	571,392	
その他			6,000					
		1,161,395	16,228,720	110,620	110,000		9,851,454	
予備費								
合計			3,629,978	483,385		214,177	238,029	
	981,214	29,312,179	144,762,190	35,123,937	402,065	1,196,962	12,185,817	

上段は、今回補正額を、
下段は、累計額を示す。(単位：千円)

40 土木費	45 消防費	50 教育費	55 災害復 旧費	60 公債費	65 諸支出 金	70 予備費	合計	構 成 比 %
3,532,813	6,429,093	33,865,440					75,328,276	22.3
		98,229					463,390	9.9
3,736,750	989,907	10,988,961		84,004			52,070,061	15.4
		31,202					1,570,214	33.5
493,918	147,167	636,679			7,950		20,460,967	6.0
2,015,542	35,918	404,973					4,406,937	1.3
							2,640,396	56.2
		998,302					105,233,035	31.1
		129,431					4,674,000	99.6
9,779,023	7,602,085	46,894,355		84,004	7,950		257,499,276	76.1
3,158,098	83,877		6,208				3,695,562	1.1
							15,000	0.3
5,915,334	2,510,564	2,390,087	1,000,000				14,738,922	4.3
							15,000	0.3
9,073,432	2,594,441	2,390,087	1,006,208				18,434,484	5.4
							6,000	0.1
7,903,836		518,104		26,310,111			62,194,240	18.4
						400,000	400,000	0.1
		129,431					4,695,000	100.0
26,756,291	10,196,526	49,802,546	1,006,208	26,394,115	7,950	400,000	338,528,000	100.0

歳

入

2 歳 入

款 5 5 国庫支出金 補正額 4,050,070千円
 項 1 0 国庫補助金 補正額 4,050,070千円

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
5 総務費国庫補助金	1,225,262	4,011,320	5,236,582
10 民生費国庫補助金	2,946,534	38,750	2,985,284
計	9,298,038	4,050,070	13,348,108

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
5 総務管理費補助金	4,011,320	1	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 4,011,320
10 児童福祉費補助金	38,750	1	保育対策総合支援事業費補助金 補助率 3/4・2/3・3/5 38,750

款 6 0 県支出金 補正額 309,138千円
 項 1 0 県補助金 補正額 309,138千円

10 民生費県補助金	3,660,477	309,138	3,969,615
計	5,796,672	309,138	6,105,810

12 障害者福祉費補助金	105,971	1	障害者施設等光熱費等価格高騰支援事業費補助金 105,971
25 老人福祉費補助金	200,073	1	高齢者施設等光熱費等価格高騰支援事業費補助金 200,073
30 児童福祉総務費補助金	3,094	1	児童養護施設等物価高騰対応支援事業費補助金 3,094

款 7 5 繰入金 補正額 335,792千円
 項 1 0 基金繰入金 補正額 335,792千円

10 財政調整基金繰入金	6,053,194	335,792	6,388,986
計	9,704,595	335,792	10,040,387

5 財政調整基金繰入金	335,792	1	財政調整基金繰入金 335,792
-------------	---------	---	-------------------

歳

出

3 歳 出

款 1 5 民生費 補正額 3,629,978千円

項 5 社会福祉費 補正額 3,373,298千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
5 社会福祉総務費	千円 20,023,112	千円 2,902,075	千円 22,925,187	千円 2,592,498 国庫支出金	千円	千円	千円 309,577
12 障害者福祉費	24,728,855	155,977	24,884,832	155,977 国庫支出金 50,006 県支出金 105,971			
20 老人福祉費	8,341,381	315,246	8,656,627	315,246 国庫支出金 115,173 県支出金 200,073			
計	53,855,088	3,373,298	57,228,386	3,063,721	0	0	309,577

節		説明	金額
区分	金額		
8 旅費	千円 19	職員の人件費、社会福祉事業活動等に要する経費	千円
10 需用費	900	1 市民税非課税世帯等支援給付金事業 2 福祉有償運送燃料費助成事業 3 国民健康保険事業特別会計繰出金	2,894,075
11 役務費	32,666		2,000
12 委託料	217,768		6,000
13 使用料及び賃借料	2,722		
18 負担金、補助及び交付金	2,000		
19 扶助費	2,640,000		
27 繰出金	6,000		
12 委託料	4,455	障害児者に対する給付、援護等に要する経費	
18 負担金、補助及び交付金	151,522	1 障害者施設設置運営等対策事業 (1)障害者福祉施設運営費補助金	155,977 155,977
12 委託料	4,455	高齢者の生きがい対策並びに高齢者に対する給付及び援護に要する経費	
18 負担金、補助及び交付金	310,791	1 高齢者福祉施設運営費補助金	315,246

款 1 5 民生費

項 1 0 児童福祉費 補正額 256,680千円

5 児童福祉総務費	23,293,131	28,016	23,321,147	27,136 国庫支出金 24,042 県支出金 3,094			880
15 教育保育施設費	26,233,574	212,403	26,445,977	198,008 国庫支出金			14,395
20 公立保育所費	4,530,714	9,061	4,539,775	2,000 国庫支出金			7,061

12 委託料	396	職員の人件費及び児童に係る各種手当・給付、児童福祉事業活動等に要する経費		
18 負担金、補助及び交付金	27,620		1 認定保育室補助金 2 児童保護措置費 3 障害児施設措置費・給付費	17,012 10,608 396
18 負担金、補助及び交付金	212,403		児童の教育・保育及び施設への助成に要する経費	
		1 教育・保育施設等助成費 (1)教育・保育施設運営助成	212,403 212,403	
7 報償費	270	職員の人件費並びに公立保育園等の運営及び維持管理に要する経費		
11 役務費	913		1 施設運営費 2 施設維持管理費	3,766 5,295
13 使用料及び賃借料	4,382			
17 備品購入費	3,496			

款 15 民生費
項 10 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
25 児童育成費	千円 2,998,534	千円 7,200	千円 3,005,734	千円 7,200 国庫支出金	千円	千円	千円
計	59,964,428	256,680	60,221,108	234,344	0	0	22,336

節		説明
区分	金額	
18 負担金、補助及び交付金	千円 7,200	職員の人件費並びに児童の健全育成活動及び児童厚生施設の設置・運営等に要する経費 1 放課後児童健全育成事業 （1）民間児童クラブ運営費補助金
		千円 7,200 7,200

款 20 衛生費 補正額 483,385千円
項 15 環境保全費 補正額 483,385千円

5 環境保全費	688,976	483,385	1,172,361	483,385 国庫支出金			
計	688,976	483,385	1,172,361	483,385	0	0	0

11 役務費	2,000	職員の人件費並びに環境保全啓発、環境監視及び公害防止指導対策に要する経費 1 地球温暖化対策推進事業 （1）エネルギー価格高騰対策支援事業 2 中小規模事業者省エネルギー対策等推進事業	
12 委託料	65,120		
13 使用料及び賃借料	1,265		
18 負担金、補助及び交付金	415,000		
			460,085 460,085 23,300

款 30 農林水産業費 補正額 214,177千円
項 5 農業費 補正額 214,177千円

15 農業振興費	135,235	125,802	261,037	125,802 国庫支出金			
20 畜産業費	26,445	88,375	114,820	88,375 国庫支出金			
計	571,328	214,177	785,505	214,177	0	0	0

18 負担金、補助及び交付金	125,802	農業の育成振興対策、農業団体の助成等に要する経費 1 農業後継者・担い手確保対策事業	125,802
18 負担金、補助及び交付金	88,375	畜産業の育成振興対策に要する経費 1 畜産振興対策事業	88,375

款 3 5 商工費 補正額 238,029千円
 項 5 商工費 補正額 238,029千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
10 商工振興費	千円 11,127,843	千円 238,029	千円 11,365,872	千円 238,029 国庫支出金	千円	千円	千円
計	11,947,788	238,029	12,185,817	238,029	0	0	0

節		説明
区分	金額	
11 役務費	千円 200	商工業の育成振興対策、中小企業の助成等に要する経費
12 委託料	23,500	1 商業・工業団体育成事業 (1) 商工団体等補助金 2 貨物運送事業者緊急支援事業
13 使用料及び賃借料	1,300	
18 負担金、補助及び交付金	213,029	
		千円 3,029 3,029 235,000

款 5 0 教育費 補正額 129,431千円
 項 5 教育総務費 補正額 94,350千円

10 事務局費	8,365,497	94,350	8,459,847	94,350 国庫支出金			
計	9,792,757	94,350	9,887,107	94,350	0	0	0

10 需用費	94,350	職員の人件費、一般管理事務等に要する経費
		1 学校給食費管理事業
		94,350

款 5 0 教育費
 項 1 5 中学校費 補正額 16,135千円

10 学校保健費	618,981	16,135	635,116	12,256 国庫支出金			3,879
計	12,146,422	16,135	12,162,557	12,256	0	0	3,879

12 委託料	3,879	生徒の健康診断、学校の環境衛生等に要する経費
18 負担金、補助及び交付金	12,256	1 中学校完全給食推進事業 (1) 中学校完全給食推進事業 (2) 中学校給食全員喫食推進事業
		16,135 12,256 3,879

款 5 0 教育費
 項 1 8 幼稚園費 補正額 18,946千円

5 幼稚園費	382,831	18,946	401,777	18,946 国庫支出金			
計	382,831	18,946	401,777	18,946	0	0	0

18 負担金、補助及び交付金	18,946	職員の人件費及び幼稚園の維持管理等に要する経費
		1 私立幼稚園運営助成事業
		18,946

令和 5 年 度 相 模 原 市
国民健康保険事業特別会計補正予算
(第 1 号)

令和 5 年度相模原市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1 号)

令和 5 年度相模原市国民健康保険事業特別会計の補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第 1 条 直営診療勘定の歳入歳出予算の総額 2 3 9, 0 0 0 千円に歳入歳出それぞれ 6, 0 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 4 5, 0 0 0 千円とする。

2 直営診療勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 5 月 2 9 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
20 繰入金		81,465	6,000	87,465
	5 他会計繰入金	60,000	6,000	66,000
歳入合計		239,000	6,000	245,000

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
5 総務費		169,372	6,000	175,372
	5 施設管理費	169,372	6,000	175,372
歳出合計		239,000	6,000	245,000

国民健康保険事業特別会計
補正予算に関する説明書
(第1号)

令和5年度相模原市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を提出するに当たり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第211条第2項の規定により、当該予算に関する説明書をここに提出する。

令和5年5月29日提出

相模原市長 本村賢太郎

歳入歳出補正予算

歳入

款20 繰入金 補正額 6,000千円
 項5 他会計繰入金 補正額 6,000千円

目	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
5 一般会計繰入金	60,000	6,000	66,000
計	60,000	6,000	66,000

事項別明細書

節		説明	
区分	金額		
	千円		千円
5 一般会計繰入金	6,000	1 一般会計繰入金	6,000

歳 出

款 5 総務費 補正額 6,000千円
 項 5 施設管理費 補正額 6,000千円

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5 一般管理費	千円 169,372	千円 6,000	千円 175,372	千円	千円	千円	千円 6,000
計	169,372	6,000	175,372	0	0	0	6,000

節		説 明
区 分	金 額	
26 公課費	千円 6,000	職員の人件費及び一般管理事務に要する経費 1 一般事務費
		千円 6,000

令和5年度6月補正予算(N o. 1)の概要

エネルギー・食料品価格等の高騰に伴う生活者・事業者支援に関する事業、保育所等における登園管理システム導入事業、中学校給食全員喫食推進事業等に要する経費を計上するもの

□一般会計 総額 4,695,000千円

(以下、単位は全て千円)

補正前	補正額	補正後	補正額の財源内訳	
			特定財源	一般財源
333,833,000	4,695,000	338,528,000	4,359,208	335,792

* 歳入予算

		内 容	
1 国庫支出金	4,050,070	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	4,011,320
		保育対策総合支援事業費補助金	38,750
		障害者施設等光熱費等価格高騰支援事業費補助金	105,971
2 県支出金	309,138	高齢者施設等光熱費等価格高騰支援事業費補助金	200,073
		児童養護施設等物価高騰対応支援事業費補助金	3,094
3 繰入金	335,792	財政調整基金繰入金	335,792

* 歳出予算の主なもの

		主な内容	
1	高齢・障害者施設等物価高騰緊急対策支援事業 (福祉基盤課)	471,223	エネルギー・食料品価格等の高騰の影響を受けている高齢・障害者施設等の負担軽減を図るため、支援金を支給するもの
2	福祉有償運送燃料費助成事業 (高齢・障害者支援課)	2,000	エネルギー価格高騰の影響を受けている市福祉有償運送の登録団体の負担軽減を図るため、価格上昇相当分の燃料油代を助成するもの
3	市民税非課税世帯等支援給付金事業 (生活福祉課)	2,894,075	エネルギー・食料品価格等の高騰の影響を受けている低所得世帯を支援するため、市民税の非課税世帯及び均等割のみの課税世帯に対し、市民税非課税世帯等支援給付金を支給するもの
4	児童福祉施設等物価高騰緊急対策支援事業 (こども家庭課、こども・若者支援課、保育課、陽光園)	214,540	エネルギー・食料品価格等の高騰の影響を受けている児童福祉施設等の負担軽減を図るため、支援金を支給するもの
5	登園管理システム導入事業 (保育課)	61,086	子どもの安全対策を強化するため、保育所等における登園管理システムの導入に要する経費の補助等を行うもの

6	商工団体等補助金 (産業支援課)	3,029	エネルギー価格高騰の影響を受けている一般公衆浴場事業者の経営を支援するため、燃料費及び電気料金の価格上昇分を助成するもの
7	貨物運送事業者緊急支援事業 (産業支援課)	235,000	エネルギー価格高騰の影響を受けている中小貨物運送事業者の経営を支援するため、輸送コストの負担軽減につながる低燃費タイヤの購入費用を助成するもの
8	農業後継者・担い手確保対策事業 (農政課)	125,802	物価高騰の影響を受けている農業者の経営を支援するため、肥料等の価格上昇分を助成するもの
9	畜産振興対策事業 (農政課)	88,375	物価高騰の影響を受けている畜産農家の経営を支援するため、飼料等の価格上昇分を助成するもの
10	エネルギー価格高騰対策支援事業 (ゼロカーボン推進課)	460,085	家庭におけるエネルギー費用の負担を軽減し、温室効果ガス排出量の削減を図るため、省エネ性能に優れた機器への買換えを支援するもの
11	中小規模事業者省エネルギー対策等推進事業 (ゼロカーボン推進課)	23,300	エネルギー価格高騰の影響を受けている中小規模事業者の経営を支援するため、ポータブル通信電流計を用いた省エネ診断を行い、省エネ設備への更新費用を補助するもの
12	中学校給食全員喫食推進事業 (学校給食課)	3,879	令和8年中の中学校給食の全員喫食を実現するため、建設予定地が定まった(仮称)南部学校給食センターの整備に向けた測量等を行うもの
13	小中学校等における物価高騰に伴う給食食材費支援事業 (学校給食課)	106,606	食材費の高騰に伴い、小中学校等において、保護者の負担を増やすことなく、これまでどおりの栄養バランスや質を保った学校給食を実施するため、食材費の高騰分を市が負担するもの

□国民健康保険事業特別会計（直営診療勘定）

総額 6,000千円

(以下、単位は全て千円)

* 歳入予算

1 繰入金

6,000

内 容

一般会計繰入金

6,000

* 歳出予算

1 一般事務費
(医療政策課)

6,000

内 容

市国民健康保険診療所における過年度分等の消費税及び地方消費税等の納税を行うもの

令和5年度相模原市 一般会計 補正予算書
特別会計

及び予算に関する説明書

(令和5年6月)

No. 2

Blank

令和5年度相模原市
一般会計補正予算
(第4号)

令和 5 年度相模原市一般会計補正予算(第 4 号)

令和 5 年度相模原市の一般会計の補正予算(第 4 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額 3 3 8 , 5 2 8 , 0 0 0 千円に歳入歳出それぞれ 4 3 1 , 0 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 3 8 , 9 5 9 , 0 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為補正)

第 2 条 債務負担行為の補正は、「第 2 表債務負担行為補正」による。

令和 5 年 5 月 2 9 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
55 国庫支出金		75,351,783	2,175	75,353,958
	10 国庫補助金	13,348,108	2,175	13,350,283
75 繰入金		10,193,949	428,825	10,622,774
	10 基金繰入金	10,040,387	428,825	10,469,212
歳入合計		338,528,000	431,000	338,959,000

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
10 総務費		29,312,179	27,806	29,339,985
	5 総務管理費	18,727,232	12,662	18,739,894
	13 市民生活費	7,078,352	15,144	7,093,496
35 商工費		12,185,817	462	12,186,279
	5 商工費	12,185,817	462	12,186,279
40 土木費		26,756,291	402,732	27,159,023
	15 都市計画費	13,897,645	402,732	14,300,377
歳出合計		338,528,000	431,000	338,959,000

第2表 債務負担行為補正

追加

事 項	期 間	限 度 額
相模原麻溝公園競技場、 相模原麻溝公園第2競技場、 相模原麻溝公園スポーツ広場、 相模原麻溝公園グラウンド 指 定 管 理 経 費	令和5年度から 令和8年度まで	千円 503,766
津久井又野公園、 相模湖林間公園、 小倉テニスコート、 小倉プール、 小倉グラウンド、 ふじのマレットゴルフ場 指 定 管 理 経 費	令和5年度から 令和8年度まで	694,313
市民・大学交流センター 指 定 管 理 経 費	令和5年度から 令和8年度まで	121,279
東林ふれあいセンター 指 定 管 理 経 費	令和5年度から 令和8年度まで	149,098

一般会計補正予算に関する説明書
(第4号)

令和5年度相模原市一般会計補正予算(第4号)を提出するに当たり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第211条第2項の規定により、当該予算に関する説明書をここに提出する。

令和5年5月29日提出

相模原市長 本村賢太郎

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	
	金額	構成比
5 市税	134,300,000	39.7
10 地方譲与税	1,713,000	0.5
13 利子割交付金	40,000	0.0
16 配当割交付金	900,000	0.3
19 株式等譲渡所得割交付金	680,000	0.2
20 分離課税所得割交付金	120,000	0.0
21 法人事業税交付金	1,100,000	0.3
22 地方消費税交付金	16,500,000	4.9
25 ゴルフ場利用税交付金	150,000	0.0
31 環境性能割交付金	500,000	0.1
32 軽油引取税交付金	3,100,000	0.9
34 国有提供施設等所在市町村助成交付金	1,342,000	0.4
37 地方特例交付金	940,000	0.3
40 地方交付税	24,200,000	7.1
43 交通安全対策特別交付金	210,000	0.1
46 分担金及び負担金	821,355	0.2
50 使用料及び手数料	4,916,460	1.5
55 国庫支出金	75,351,783	22.3
60 県支出金	22,142,574	6.5
65 財産収入	269,769	0.1
70 寄附金	579,500	0.2
75 繰入金	10,193,949	3.0
80 繰越金	2,000,000	0.6
85 諸収入	16,808,810	5.0
90 市債	19,648,800	5.8
歳入合計	338,528,000	100.0

補正額		計		補正額財源区分	
金額	構成比	金額	構成比	特定財源	一般財源
-	-	134,300,000	39.6	-	-
-	-	1,713,000	0.5	-	-
-	-	40,000	0.0	-	-
-	-	900,000	0.3	-	-
-	-	680,000	0.2	-	-
-	-	120,000	0.0	-	-
-	-	1,100,000	0.3	-	-
-	-	16,500,000	4.9	-	-
-	-	150,000	0.0	-	-
-	-	500,000	0.1	-	-
-	-	3,100,000	0.9	-	-
-	-	1,342,000	0.4	-	-
-	-	940,000	0.3	-	-
-	-	24,200,000	7.1	-	-
-	-	210,000	0.1	-	-
-	-	821,355	0.2	-	-
-	-	4,916,460	1.5	-	-
2,175	0.5	75,353,958	22.3	2,175	0
-	-	22,142,574	6.5	-	-
-	-	269,769	0.1	-	-
-	-	579,500	0.2	-	-
428,825	99.5	10,622,774	3.1	400,000	28,825
-	-	2,000,000	0.6	-	-
-	-	16,808,810	5.0	-	-
-	-	19,648,800	5.8	-	-
431,000	100.0	338,959,000	100.0	402,175	28,825

(歳出)

款	補正前の額		補正額	
	金額	構成比	金額	構成比
5 議会費	千円 981,214	% 0.3	千円 -	% -
10 総務費	29,312,179	8.7	27,806	6.5
15 民生費	144,762,190	42.8	-	-
20 衛生費	35,123,937	10.4	-	-
25 労働費	402,065	0.1	-	-
30 農林水産業費	1,196,962	0.3	-	-
35 商工費	12,185,817	3.6	462	0.1
40 土木費	26,756,291	7.9	402,732	93.4
45 消防費	10,196,526	3.0	-	-
50 教育費	49,802,546	14.7	-	-
55 災害復旧費	1,006,208	0.3	-	-
60 公債費	26,394,115	7.8	-	-
65 諸支出金	7,950	0.0	-	-
70 予備費	400,000	0.1	-	-
歳出合計	338,528,000	100.0	431,000	100.0

計		補正額の財源内訳			
		特定財源			一般財源
金額	構成比	国県支出金	地方債	その他	
千円 981,214	% 0.3	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -
29,339,985	8.7	1,889	0	0	25,917
144,762,190	42.7	-	-	-	-
35,123,937	10.4	-	-	-	-
402,065	0.1	-	-	-	-
1,196,962	0.3	-	-	-	-
12,186,279	3.6	0	0	0	462
27,159,023	8.0	286	0	400,000	2,446
10,196,526	3.0	-	-	-	-
49,802,546	14.7	-	-	-	-
1,006,208	0.3	-	-	-	-
26,394,115	7.8	-	-	-	-
7,950	0.0	-	-	-	-
400,000	0.1	-	-	-	-
338,959,000	100.0	2,175	0	400,000	28,825

(性質別経費内訳表)

款	5 議会費	10 総務費	15 民生費	20 衛生費	25 労働費	30 農林水 産業費	35 商工費	
消 費 的 経 費	人件費	839,922	12,368,154	12,133,642	5,245,404	60,383	440,662	412,763
	物件費		27,806					462
			82,559	10,439,117	4,845,987	20,287,337	167,506	83,787
	補助 費等	58,733	4,070,127	10,925,615	2,724,561	64,176	403,485	928,556
	維持 補修費		353,909	193,724	1,289,523		83,648	29,700
	扶助費		285,000	99,453,802	4,495,931			
小計		27,806					462	
	981,214	27,516,307	127,552,770	34,042,756	292,065	1,011,582	1,763,433	
投 資 的 経 費	補助 事業		59,476	211,694	138,608	21,750	15,851	
	単独 事業		602,807	769,006	831,953	163,630	555,541	
	小計		662,283	980,700	970,561	185,380	571,392	
その他		1,161,395	16,228,720	110,620	110,000		9,851,454	
予備費								
合計		27,806					462	
	981,214	29,339,985	144,762,190	35,123,937	402,065	1,196,962	12,186,279	

上段は、今回補正額を、
下段は、累計額を示す。(単位：千円)

40 土木費	45 消防費	50 教育費	55 災害復 旧費	60 公債費	65 諸支出 金	70 予備費	合計	構 成 比 %
3,532,813	6,429,093	33,865,440					75,328,276	22.2
2,732							31,000	7.2
3,739,482	989,907	10,988,961		84,004			52,101,061	15.4
493,918	147,167	636,679			7,950		20,460,967	6.0
2,015,542	35,918	404,973					4,406,937	1.3
		998,302					105,233,035	31.1
2,732							31,000	7.2
9,781,755	7,602,085	46,894,355		84,004	7,950		257,530,276	76.0
3,158,098	83,877		6,208				3,695,562	1.1
5,915,334	2,510,564	2,390,087	1,000,000				14,738,922	4.3
9,073,432	2,594,441	2,390,087	1,006,208				18,434,484	5.4
400,000							400,000	92.8
8,303,836		518,104		26,310,111			62,594,240	18.5
						400,000	400,000	0.1
402,732							431,000	100.0
27,159,023	10,196,526	49,802,546	1,006,208	26,394,115	7,950	400,000	338,959,000	100.0

歳

入

2 歳 入

款 5 5 国庫支出金 補正額 2,175千円
 項 1 0 国庫補助金 補正額 2,175千円

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
5 総務費国庫補助金	5,236,582	2,175	5,238,757
計	13,348,108	2,175	13,350,283

款 7 5 繰入金 補正額 428,825千円
 項 1 0 基金繰入金 補正額 428,825千円

10 財政調整基金繰入金	6,388,986	28,825	6,417,811
35 市街地整備基金繰入金	3,014,507	400,000	3,414,507
計	10,040,387	428,825	10,469,212

節		説	明
区 分	金 額		
	千円		千円
5 総務管理費補助金	2,175	1 地方創生推進交付金 補助率 1/2	2,175

5 財政調整基金繰入金	28,825	1 財政調整基金繰入金	28,825
5 市街地整備基金繰入金	400,000	1 市街地整備基金繰入金	400,000

歳

出

3 歳 出

款 10 総務費 補正額 27,806千円
 項 5 総務管理費 補正額 12,662千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
5 一般管理費	千円 3,839,921	千円 11,597	千円 3,851,518	千円	千円	千円	千円 11,597
64 スポーツ施設費	1,357,323	1,065	1,358,388	689 国庫支出金			376
計	18,727,232	12,662	18,739,894	689	0	0	11,973

節		説明
区分	金額	
12 委託料	千円 11,597	職員の人件費並びに事務管理及び一般管理事務に要する経費 1 顧問弁護士経費 11,597
12 委託料	1,065	競技場、野球場、テニスコート、水泳プール等スポーツ施設の運営及び維持管理に要する経費 1 相模原麻溝公園競技場等施設管理運営費 (1)指定管理経費(債務負担行為) 780 2 淵野辺・相模台・古淵鶴野森公園・相模原球場等施設管理運営費 (1)指定管理経費(債務負担行為) 666 3 横山・鹿沼・小山公園運動施設管理運営費 (1)指定管理経費(債務負担行為) 1,882 4 津久井地域運動施設管理運営費 (1)指定管理経費(債務負担行為) △123 5 総合体育館・北総合体育館・市体育館施設管理運営費 (1)指定管理経費(債務負担行為) 141 6 総合水泳場施設管理運営費 (1)指定管理経費(債務負担行為) △2,281

款 10 総務費
 項 13 市民生活費 補正額 15,144千円

5 市民生活総務費	6,002,558	15,144	6,017,702	1,200 国庫支出金			13,944
計	7,078,352	15,144	7,093,496	1,200	0	0	13,944

12 委託料	15,144	職員の人件費、地域振興等に要する経費 1 市民健康文化センター施設管理運営費 (1)市民健康文化センター指定管理経費(債務負担行為) 15,051 (2)北市民健康文化センター指定管理経費(債務負担行為) 5,982 2 市民・大学交流センター施設管理運営費 (1)指定管理経費(債務負担行為) 93 93
--------	--------	---

款 35 商工費 補正額 462千円
 項 5 商工費 補正額 462千円

10 商工振興費	11,365,872	462	11,366,334				462
計	12,185,817	462	12,186,279	0	0	0	462

12 委託料	462	商工業の育成振興対策、中小企業の助成等に要する経費 1 産業会館施設管理運営費 (1)指定管理経費(債務負担行為) 462 462
--------	-----	---

款40 土木費 補正額 402,732千円
 項15 都市計画費 補正額 402,732千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5 都市計画総務費	千円 10,795,395	千円 400,000	千円 11,195,395	千円	千円	千円 400,000 繰入金	千円
15 みどり対策費	599,311	2,732	602,043	286 国庫支出金			2,446
計	13,897,645	402,732	14,300,377	286	0	400,000	2,446

節		説明
区分	金額	
27 繰出金	千円 400,000	職員の人件費及び都市計画事務に要する経費 1 麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業特別会計繰出金 400,000
12 委託料	2,732	緑地の保全、都市緑化の推進、水辺環境の保全等及び相模川ふれあい科学館の運営等に要する経費 1 相模川ふれあい科学館施設管理運営費 (1)指定管理経費(債務負担行為) 2,732

債務負担行為で令和6年度
令和5年度以降の支出予定

追加

事 項	限 度 額	令 和 5 年 度 以 降 の	
		支 出 予 定 額	期 間
	千円	千円	金 額
相模原麻溝公園競技場、 相模原麻溝公園第2競技場、 相模原麻溝公園スポーツ広場、 相模原麻溝公園グラウンド 指 定 管 理 経 費	503,766	4	503,766
津久井又野公園、 相模湖林間公園、 小倉テニスコート、 小倉プール、 名倉グラウンド、 ふじのマレットゴルフ場 指 定 管 理 経 費	694,313	4	694,313
市民・大学交流センター 指 定 管 理 経 費	121,279	4	121,279
東林ふれあいセンター 指 定 管 理 経 費	149,098	4	149,098

以降にわたるものについての
額等に関する調書(補正)

左 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
0	0	46,712	457,054
0	0	360,561	333,752
0	0	0	121,279
0	0	0	149,098

令和 5 年度 相模原市
麻溝台・新磯野第一整備地区
土地区画整理事業特別会計補正予算
(第 1 号)

令和 5 年度相模原市麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業特別
会計補正予算(第 1 号)

令和 5 年度相模原市麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業特別会計の補
正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額 3, 2 6 6, 0 0 0 千円に歳入歳出それぞれ
4 0 0, 0 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ
3, 6 6 6, 0 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入
歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 5 月 2 9 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
10 繰入金		3,265,965	400,000	3,665,965
	5 繰入金	3,265,965	400,000	3,665,965
歳入合計		3,266,000	400,000	3,666,000

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
5 麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業費		3,014,542	400,000	3,414,542
	5 麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業費	3,014,542	400,000	3,414,542
歳出合計		3,266,000	400,000	3,666,000

麻溝台・新磯野第一整備地区
土地区画整理事業特別会計
補正予算に関する説明書
(第1号)

令和5年度相模原市麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業特別会計補正
予算(第1号)を提出するに当たり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第211
条第2項の規定により、当該予算に関する説明書をここに提出する。

令和5年5月29日提出

相模原市長 本村 賢太郎

歳入歳出補正予算

歳入

款10 繰入金 補正額 400,000千円
 項 5 繰入金 補正額 400,000千円

目	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
5 一般会計繰入金	3,265,965	400,000	3,665,965
計	3,265,965	400,000	3,665,965

事項別明細書

節		説明	
区分	金額		
	千円		千円
5 一般会計繰入金	400,000	1 一般会計繰入金	400,000

歳 出

款 5 麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業費 補正額 400,000千円
 項 5 麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業費 補正額 400,000千円

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
10 土地区画整理事業費	千円 2,810,451	千円 400,000	千円 3,210,451	千円	千円	千円	千円 400,000
計	3,014,542	400,000	3,414,542	0	0	0	400,000

節		説 明
区 分	金 額	
21 補償、補填及び賠償金	千円 400,000	土地区画整理事業に要する経費 1 土地区画整理事業費 400,000

令和5年度6月補正予算(No. 2)の概要

受益者負担の在り方の基本方針に基づく指定管理施設の利用料金の改定及び子どもの施設利用に係る利用料金の無料化に伴う指定管理料の増減額並びに顧問弁護士経費を計上するとともに、債務負担行為の設定を行うもの

□一般会計 **総額 431,000千円**

(以下、単位は全て千円)

補正前	補正額	補正後	補正額の財源内訳	
			特定財源	一般財源
338,528,000	431,000	338,959,000	402,175	28,825

*** 歳入予算**

			内 容
1 国庫支出金	2,175		地方創生推進交付金 2,175
2 繰入金	428,825		財政調整基金繰入金 28,825 市街地整備基金繰入金 400,000

*** 歳出予算の主なもの**

		主な内容
1 利用料金の改定に伴う指定管理料の増減額(11件) (各指定管理施設所管課)	19,403	令和5年10月からの利用料金改定に伴い、指定管理料を増額し、又は減額するもの
2 顧問弁護士経費 (麻溝台・新磯野地区整備事務所)	11,597	相模原都市計画事業麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業の工事等に関する業務の包括委託契約に係る調停事件について、代理人弁護士に対し、調停の成立に伴う謝金を支払うもの

*** 債務負担行為の補正**

【追加】		
1 指定管理経費(4件) (市民協働推進課、スポーツ施設課、高齢・障害者福祉課)		令和5年10月からの利用料金改定に伴い、債務負担行為の限度額を設定するもの
限度額	1,468,456千円(総額)	
期間	令和5年度から令和8年度まで	

□麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業特別会計

総額 400,000千円

(以下、単位は全て千円)

*** 歳入予算**

		内 容
1 繰入金	400,000	一般会計繰入金 400,000



*** 歳出予算**

		内 容
1 土地区画整理事業費 (麻溝台・新磯野地区整備事務所)	400,000	相模原都市計画事業麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業の工事等に関する業務の包括委託契約に係る調停事件について、調停の成立に伴う解決金を支払うもの

監査委員の選任について
次の者を、本市監査委員に選任したいので同意されたい。

令和 5 年 6 月 1 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

住 所	氏 名	生 年 月 日
	橋 本 慎 一	

提案の理由

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 196 条第 1 項の規定により、議会の
同意を得る必要による。